

要 旨 紹 介

本研究では、薬物事犯者、とりわけ覚せい剤事犯者に焦点を当て、刑事施設入所者に対する質問紙調査を内容とする特別調査の結果を取りまとめて分析した。併せて、我が国における薬物事犯者処遇の現状や諸外国における薬物事犯者処遇の近況についても、調査を行った。

特別調査（第2章）

平成29年7月から8月（ただし女性については11月まで延長）、全国の刑事施設に新たに入所した受刑者（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名に覚せい剤取締法違反を含む者）に対し、質問紙調査を実施し、刑事施設において把握しているその他受刑歴等についての情報と併せて分析を行った。質問内容は、違法薬物の使用経験、処方薬・市販薬の乱用経験、薬物依存重症度尺度（DAST-20）に関する事項、覚せい剤使用の引き金、医療・保健機関や民間支援団体の支援についての経験や意識、問題飲酒に関する事項、ギャンブルに関する事項、信頼感尺度に関する事項、小児期逆境体験、食行動の問題、自傷行為、自殺念慮等の心身の問題に関する事項、疾患及び感染症に関する事項、性に関する事項等である。分析の対象となった受刑者は699人（男性462人、女性237人）であった。

その結果、覚せい剤事犯者は、再入所を繰り返す者が他罪種よりも多いことがうかがえた。未成年のうちに覚せい剤の使用を開始した者が約4割おり、覚せい剤以外の薬物として有機溶剤、大麻、処方薬乱用の経験を有する者が多かった。薬物依存重症度尺度では、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」、「重度」の者が併せて4割以上おり、治療の必要性が高いことがうかがえた。

覚せい剤使用を誘発する場面としては、「クスリ仲間と会ったとき」、「クスリ仲間から連絡がきたとき」などであり、感情等では「イライラするとき」、「気持ちが落ち込んでいるとき」、「孤独を感じるとき」などが多くあった。また、覚せい剤使用者が覚せい剤に求めるものには性差がある一方、デメリットとして身近な人間関係の悪化や信頼の喪失を実感していることがうかがえた。多くの覚せい剤事犯者には断薬経験、断薬努力経験があり、仕事や人間関係の安定が断薬のきっかけとなることもうかがえたが、依存重症度別では「中度」以下の者において断薬努力経験率よりも断薬経験率が高いなど、「相当程度」以上の者との間に質的な違いがあると推察された。薬物の依存重症度と飲酒の開始年齢には有意な弱い負の相関が認められ、有害なアルコール使用が疑われる問題飲酒群に相当する者も3分の1以上いた。また、半数近くの

覚せい剤事犯者がギャンブルの問題も抱えていることがうかがえた。食行動の問題や自傷行為、自殺念慮等の精神医学的問題については、女性の覚せい剤事犯者により多く認められ、また、女性の覚せい剤事犯者はDVの被害経験や小児期逆境体験等も抱えるなど、より多角的かつ慎重な介入が求められることがうかがえた。女性では薬物乱用経験がある交際相手や配偶者がいる者の割合も高かった。

他方、専門病院、保健機関、回復支援施設、自助グループについては、過去の利用経験率は1～2割程度と低く、その存在を知っていたが支援を受けたことがない者について、その理由を尋ねたところ、保健機関を除き、「支援を受けなくても自分の力でやめられると思った」の選択率が最も高かった。どのような状況であれば関係機関を利用する気持ちになるかについても、「自分の力ではやめられない」と感じれば」の選択率が最も高く、治療・回復の支援・サポートを受けること自体が二次的な選択にとどまっている可能性があると考えられ、断薬を継続するためには、独りではなくサポート・ネットワークの中に身を置くことが重要であるとの考えを一層浸透させていく必要がある。

我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者の処遇（第3章）

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、毎年1万人を超える状況が続いている。大麻取締法違反の検挙人員は、平成26年以降増加している。起訴率では、覚せい剤取締法違反につき緩やかな低下傾向が見られるが、なお7割以上と高い一方、大麻取締法違反及び麻薬取締法違反では、年による変動が大きい。刑の一部執行猶予については、覚せい剤取締法違反で1年当たり千数百人に判決の言渡しがなされており、そのほとんどに保護観察が付されている。他方、覚せい剤取締法違反で全部執行猶予付判決の言渡しを受ける者は1年当たり三千数百人であるが、うち保護観察に付された者は十数%である。

覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員は減少傾向にあるが、入所受刑者総数に占める比率はおおむね20%台で推移している。女性入所受刑者においては、30～40%台と高い。

覚せい剤取締法違反による仮釈放者の保護観察開始人員は、近年横ばいで推移し、仮釈放率は、上昇傾向にある。同法違反による保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、減少傾向にある一方、保護観察付一部執行猶予者は増加している。

刑事施設においては、薬物依存離脱指導が、保護観察所では、薬物再乱用防止プログラムがそれぞれ実施されており、それぞれ開始人員が増加傾向にある。また、薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインが策定され、関係機関等が支援を効果的に実施

できるようにしている。

諸外国における薬物事犯者処遇（第4章）

諸外国における薬物乱用の状況として、世界における薬物使用経験者及び薬物使用障害者の人員や人口に占める比率、薬物の押収量、我が国及び諸外国における薬物の生涯経験率・過去1年経験率の違いなどを紹介した。諸外国における薬物事犯者処遇としては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及び世界保健機関（WHO）が、基本的に有罪判決や刑罰ではなく治療等の代替手段によること（医療モデル）を提唱しており、その内容を紹介した。続いて、米国における薬物乱用防止に関する調査研究、薬物事犯者処遇等についての実地調査結果として、国立薬物乱用研究所（NIDA）の調査研究結果や、ドラッグコート、治療共同体における処遇等を紹介した。

まとめ（第5章）

特別調査の結果や処遇の現状等を取りまとめ、考察を加えた。

近年、諸外国で広がりを見せている医療モデルについても紹介したが、我が国においては、薬物の生涯経験率等が低く、刑事施設の過剰収容の問題は解消しており、被収容者が刑事施設内で薬物を使用できる環境にもないなど、諸外国とは異なる状況があることを念頭に、多面的・総合的に検討を進めるべきであることを指摘した。その流れから、薬物事犯者を、刑事司法手続に乗せつつ、薬物依存症の治療を受けさせるという、刑事司法制度に医療的アプローチを組み入れた対応が広く採用されている米国の取組を紹介し、対象者の個別状況のきめ細かな把握、社会生活の安定に向けた総合的・継続的な支援及びそのための関係機関の連携・協力体制の構築が重要であることなどは、我が国にも共通しているものと考えられたとした。その上で、我が国においては、刑の一部執行猶予制度を前提とした、刑事施設出所後の地域社会への移行等の各種取組をより充実させ、関係機関・団体の相互協力に基づく地域全体での対象者の継続的な支援を進めることが重要と思われること、本研究から得られた知見は、初犯者等、刑事司法手続の比較的初期の段階にある者にも相応に当てはまるものと思われ、執行猶予者に保護観察を積極的に付することや、対象者が治療・支援を受けられるための情報提供・動機付けを行うことなど、刑事司法手続の初期の段階から適切な指導・支援につなげるための働き掛けを充実させることの重要性等も併せて論じている。

研究部長 河 原 誉 子